見積書提出依頼

件　　名	車両移動装置購入
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結の翌日から平成27年3月31日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 27 年 2 月 17 日13時30分
担　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　宮　里 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4 完納払いとします。 5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6 契約書作成の要否:要 7 宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　金城　博」として下さい。 8 見積書は任意様式でご提出願います。 9 代表者印の押印をお願いします。 10 仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
- 予定価格250万円以下の工事又は製造
- 予定価格160万円以下の財産の買入
- 予定価格50万円以下の財産の売払
- 予定価格100万円以下の役務

平成２１年　６月　９日
改正　平成２１年　９月１０日
平成２３年　４月２０日
最終改正　平成２４年１２月２５日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条第２号から第７号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号を準用して、同号一（２）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（２）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

（参加資格）

第３条　本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一　予決令第７０条及び第７１条の規定を準用して、これに該当しない者

二　九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成１３年１月６日付け国官会第２２号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者

三　見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四　内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六　予決令第９９条第５号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第１８条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第１６条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

（手続）

第４条　毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をＦＡＸすることができる。

２　見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はＦＡＸ※とする。なお、ＦＡＸの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※　ＦＡＸによる見積書提出の場合、必ず担当者にＦＡＸした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

３　見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が２名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第８１条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和５４年４月１日開管理第４６９号。以下「心得」という。）第４条参照＞

４　見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

５　予決令第９９条第３号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

６　オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第９９条の２及び第９９条の３の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第５条参照＞

（見積書の無効）

第５条　次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　委任状を持参しない代理人のした見積

三　記名押印を欠く見積

四　金額を訂正した見積

五　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六　明らかに連合によると認められる見積

七　同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積

八　その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第３条参照＞

（結果の閲覧等）

第６条　入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

２　見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

３　見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第７条　その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

車 両 移 動 装 置 購 入

仕 様 書

（適　用）
第１条　　本仕様書は、沖縄総合事務局南部国道事務所が発注する「車両移動装置購入」（以下、「本購入」という。）に適用するもので、納入装置は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操作性能が良好であってかつ十分な耐久性のあるものとする。

（車両移動装置）
第２条　　本装置は災害が起きた際の道路啓開時に路上に放置された車両を移動するための装置である。

（納入場所）
第３条　　本購入の納入場所は、次のとおりとする。
沖縄県那覇市港町２丁目８番１４号　　南部国道事務所
２セット（２台/セット）
沖縄県島尻郡与那原町字与那原３４６－１　与那原維持出張所
４セット（２台/セット）
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺２８２－１　嘉手納国道出張所
４セット（２台/セット）
沖縄県豊見城市字田頭１６５　　那覇空港自動車道出張所
２セット（２台/セット）

（納入期限）
第４条　　本購入の納入期限は、平成２７年３月３１日までとする。

（機器仕様）
第５条　　車両移動装置の機器仕様は下記の通りとする。
不動車のタイヤ４輪にセットすることにより回転や真横に人力にて移動可能な機能仕様を有するものとする。

（１）積載使用荷重　　：７００ｋｇ程度／台（ジャッキ機能装備）
（２）適用タイヤサイズ：１３～１６インチ（タイヤ幅　３３０ mm 程度）

（検　査）
第６条　　車両移動装置の納入時に人員等は受注者において準備するものとする。
（商品代に含む）

（保　証）
第７条　　納入後１箇年以内に製品上の欠陥によると見なされる故障が発生した場合には受注者は無償修理を行わなければならない。但し、使用方法が適正でない場合はこの限りではない。

（その他の事項）
第８条　　取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。
装置については DVD による手順説明資料を付属する。

数　量　総　括　表

件名：車両移動装置購入

品　名	数 量	単　価	金　額	備　考
1．機器費				
車両移動装置（700kg／台）	１２セット (2台/セット)			
2．諸経費	1式			
消費税	８％			
税込み合計金額				

（参考資料）